

石川県都市公園指定管理者仕様書
(いしかわ四高記念公園、本多の森公園)

石 川 県 土 木 部
令 和 8 年 8 月

いしかわ四高記念公園、本多の森公園指定管理者仕様書

いしかわ四高記念公園、本多の森公園(以下「公園」という。)の指定管理にあたっては、「石川県都市公園指定管理者募集要項」(以下「要項」という。)に定めるもののほか、この仕様書によるものとする。

1 公園概要

(1) いしかわ四高記念公園

公園名	いしかわ四高記念公園	公園種別	地区公園
所在地	金沢市広坂2丁目	開設面積	3.3ヘクタール
当初開設日	昭和43年4月1日	最終開設日	昭和55年4月1日
公園の特徴等	この地は、もとは加賀藩が文政5年(1822)に学問所を置いて以来、長い間学問の場所であり、特に明治20年、第四高等学校が設置されてからは「四高」として長く金沢市民に親しまれてきた地区です。 昭和38年の校舎移転に伴い、跡地を金沢の都心にふさわしい公園として整備し、昭和43年中央公園として一般に開放されました。 昭和47年、県政百周年記念事業としてカスケードを建設。 昭和61年、香林坊市街地再開発事業にあわせ、公園入り口広場を改修し、歴史の面影を残す都心の貴重な緑のオアシスとして利用されてきました。 その後、周辺の整備が進み、バリアフリーや災害時の避難地利用等、中心商業地に隣接する都市公園として多目的に活用するため、順次、公園のリニューアルを行い、平成26年に完了しました。		
主な管理施設	芝生広場、休養広場、入口広場、園路、カスケード、便所		
管理区域	別図のとおり	開園時間	通年
指定管理者以外の者が管理する公園施設	石川四高記念文化交流館		

(2) 本多の森公園

公園名	本多の森公園	公園種別	風致公園
所在地	金沢市出羽町、石引他	開設面積	7.6ヘクタール
当初開設日	昭和53年4月7日	最終開設日	令和2年7月1日
公園の特徴等	この辺り一帯は、もともと加賀藩筆頭家老本多家の上屋敷などがあったところです。周辺は藩政期からの緑濃い森で被われ、多くの文化財や文化施設が点在し、一帯は兼六園周辺文化ゾーンとよばれています。この公園は多くの歴史的遺産や文化施設を取り巻くように配置されており、また、小立野台地の西端にあるため市内のあちこちから眺めることができ、本県を代表する「緑のミュージアム空間」となっています。		

主な管理施設	芝生広場、遊歩道、緑地、便所		
管理区域	別図のとおり	開園時間	通年
指定管理者以外の者が管理する公園施設	県立歴史博物館、加賀本多博物館 県立美術館・広坂別館・文化財保存修復工房 国立工芸館		

(3) 管理料

管理料 50,022 千円（単年度）

2 管理の方針

(1) 基本方針

管理にあたっては、指定管理者の創意工夫に基づいた管理運営により、質の高いサービスを公園利用者に提供するとともに、管理経費の節減に努めること。

また、公園は市民のレクリエーション活動や散策など憩いの場所として親しまれているため、様々な利用者や近隣住民の声を大切にしながら、公園ごとの特性に合わせた管理運営を行うこと。

(2) 維持管理方針

- ① 園地や植栽管理（植込地、芝生、樹木、草地、花壇等）については、利用者の快適性や安全性の向上を考慮するとともに、各植栽の特性を把握し適正に生育するよう必要な管理を行う。
- ② 施設や設備については、各施設の位置、機能、特性を十分に把握した上で、すべての施設を清潔に保ち、かつ機能を正常に保持し、公園利用者が快適かつ安全に利用できるよう、適正な管理と保守点検を行うものとする。
- ③ いしかわ四高記念公園においては、緑陰による閉鎖性が高まらないよう、明るく開放感のある公園になるよう留意すること。特に高木の剪定、中低木の整理を行う際には明るさの創出に努めること。芝生の良好な生育に特に留意すること。
- ④ 本多の森公園においては、緑陰の保全及び周辺文化施設と園地の調和に努めること。

(3) 運営方針

県民の多様なニーズに応えるため、常に公園利用者の声を聴取し、運営に反映させるものとする。

公園利用の活性化を図るため、積極的に利活用推進のための取組を実施するとともに、運営において、県民参加の実現と諸活動の育成・支援に努めるものとする。

- ① いしかわ四高記念公園の運営にあたっては、不審者等の滞留、鳥害等の都市問題の発生に注意すること。自主事業については、都心のにぎわい創出に寄与する事業の積極的な展開に努めること。
- ② 本多の森公園の運営にあたっては、周辺文化施設の運営との連携に配慮すること。自主事業の内容は、文化ゾーンの趣旨に沿った内容のものとする。

(4) 管理体制の確立

公園を適正に管理するため、業務の内容に応じて必要な職員、専門技術者、作業員等を適宜配置すること。

3 指定管理者が行う業務

指定管理者が行う業務は次のとおりとする。

なお、業務を適切に実施するため、業務全体を総合的に把握し、調整する総括責任者又は管理事務所長を配置し、執行にあたること。

(1) 都市公園を利用する者に対する利便の提供に関する業務

- ① 公園施設の使用受付け、案内又は規制誘導に関すること。
- ② 来園者や各種問い合わせ等に対する情報提供
- ③ 迷子、落とし物の連絡、保管等
- ④ 物品、備品等の貸し出し
- ⑤ その他、利用者に対するサービス提供

(2) 都市公園の利用の促進に関する業務

① 自主事業の実施

公園の利用促進を図るため、指定管理者主催の各種事業を企画し、実施することができる。なお、自主事業は公園の設置目的に合致し、業務を妨げない範囲において、自己の責任により実施すること。

また、自主事業の実施にあたっては、事業計画書等により事前に県の承認を受けること。

- ② 周辺地域、関係機関との連携・協働の推進
- ③ 公園の普及、啓発又はPR活動
- ④ 利用者アンケートの実施及びアンケート結果の管理への反映

(3) 都市公園の施設、設備、備品及び植栽の維持管理及び修繕に関する業務

公園の施設、設備、備品及び植栽は、適正な利用に供するよう常に日常的な保守点検を行い、正常な保持育成、美観の維持に努めるものとする。

業務の内容及び標準仕様等は、別紙1を参考に管理にあたるものとする。ただし、これに記載のない事項については、別途県と協議する。

(4) その他、公園の管理に関し、知事が必要と認める業務

- ① 占用、行為許可等にとまなう現地における連絡調整
- ② 緊急時体制の確立。気象警報、注意報に対応した「気象災害対応マニュアル」及び「危機管理マニュアル」を作成し、管理すること。
- ③ 上記業務に伴う管理簿の作成
- ④ 指定管理者以外の者が管理する公園施設(※1)との管理及び利用調整
 - ※1 ・ いしかわ四高記念公園
 - 石川四高記念文化交流館
 - ・ 本多の森公園
 - 県立歴史博物館、加賀本多博物館
 - 県立美術館・広坂別館・文化財保存修復工房
 - 国立工芸館
- ⑤ 隣接する能楽堂との管理及び利用調整
- ⑥ 公園に関する要望及び苦情に対しては、誠意を持って対応するとともに、速やかに内容を県に報告すること。

4 指定管理者の業務から除く範囲

第三者が管理する管理許可施設、設置許可施設、占用物件については、指定管理者の業務から除くものとする。

5 業務の委託

指定管理者は、本事業の全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

なお、一部の業務を第三者に委託する場合は、指定管理者は請負者の作業日、

作業場所、作業内容等公園管理に必要な項目を把握し、必要に応じて公園内の安全対策を適宜指示すること。

6 備品管理

- (1) 指定管理者に貸与する備品は別紙2のとおりとする。その管理にあたっては、常に整理整頓し、適切な維持管理に努めること。
- (2) 指定管理者は、備品等の管理を行うための台帳を整備し、必要な事項を記載しなければならない。
- (3) 公園外への備品の貸し出しは禁止する。ただし、県の承認を得た場合はこの限りでない。

7 業務の引継

- (1) 指定期間の終了後又は取り消しにより石川県又は次の指定管理者に業務を引き継ぐ場合は、公園の管理に支障が生じないように十分な配慮を行うこと。
- (2) 新たに指定管理者となる法人等については、令和9年4月1日から円滑に業務が行われるよう、職員に対する研修を実施するなど、運営管理に混乱を招かないよう最大限配慮すること。

8 事業報告等

- (1) 指定管理者は会計年度終了後、都市公園の管理の業務に関し、事業報告書を作成し、別途指定する期日までに県に提出すること。
- (2) 事業報告書の内容は次のとおりとする。
 - ① 管理運営の体制
 - ② 実施した事業内容、時期及び成果
 - ③ 利用実績及び分析
 - ④ 管理運営に要した経費の総額及び内訳
 - ⑤ その他、管理運営に関し石川県が必要と認める事項
- (3) 指定管理者は、毎月終了後5日以内に次の事項に関し県に報告すること。
 - ① 各月の利用状況
 - ② 利用者の苦情処理数、内容及び要望等
 - ③ 小修繕、応急処置等の実施状況
- (4) 指定管理者は、管理運営及び経理状況並びに植物、施設の管理記録簿等を常に記録・整理すること。
- (5) 石川県は、指定管理者に対してその管理の業務又は経理の状況に関し定期的に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し又は必要な指示をすることができる。

9 指定の取り消し等

- (1) 石川県は、指定管理者の責めに帰すべき事由により管理を継続できないと認めるとき、又は著しく社会的信用を損なう等により当該指定管理者として相応しくないと認められるときは、指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- (2) 上記により指定の取り消し等を命じた場合において、指定管理者に損害が生じて、県はその賠償の責めを負わない。

10 個人情報の保護義務

指定管理者が、都市公園の管理上知り得た個人情報の取り扱いについては、石川県個人情報保護条例に基づき適正に管理すること。

11 協議

この仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、石川県と指定管理者が協議して定めるものとする。

12 留意事項

- (1) 県は必要があれば指定管理者の管理状況の調査を行い、指導又は管理方法の是正を指示することができるものとする。
- (2) 県からの要請への協力
- ① 石川県から、公園の管理並びに公園の現状等に関する調査又は作業の指示等があった場合には、迅速、誠実かつ積極的な対応を行うこと。
 - ② その他、石川県が実施又は要請する事業への支援、協力又は事業実施を積極的かつ主体的に行うこと。
- (3) 公園の管理の全般にあたって、必要な関係機関と十分連絡調整を図ること。

(別紙1)

公園の施設、設備及び緑地等の維持管理業務内容

■いしかわ四高記念公園

業務区分	対象施設、項目等	業務内容	標準仕様	業務の目安	備考
清掃	園路:約7,000㎡ 中央広場:約5,600㎡ 休養広場:3,800㎡ など 園内全域	落ち葉、ゴミ等の清掃	竹箒、熊手、ブロワー等による清掃	1回/日	台風や強風の前後は巡視、点検を入念に実施
		排水施設	排水樹、側溝清掃	適宜(年1回)	
	便所:2棟	床、便器、洗面台、手洗場等の洗浄清掃及び消耗品補充	洗剤、スポンジ、デッキブラシ等による人力清掃	1回/日	早朝に作業を実施
		壁面、窓ガラス、天井、外壁等の清掃	はたきがけ、水洗浄等	適宜	
	カスケード:約600㎡	落ち葉、ゴミ等の清掃	熊手等による清掃	適宜	台風や強風日の前後は巡視、点検を入念に実施
		水垢等の洗浄、樹部の堆積物除去等	バキューム車、高圧洗浄車による清掃	適宜(年1回)	
公園施設維持管理	園路	舗装面、縁石等の点検	利用に支障がある場合は小修繕	適宜	
	排水施設	排水樹・側溝等の点検	機能に支障をきたす場合は小修繕		
	カスケード	動作点検、漏水点検等	動作不良等の場合は小修繕		
	ベンチ、その他	利用に際しての不具合点検	利用に支障がある場合は小修繕		
設備等維持管理	電気設備	自家用電気工作物保安点検	法定点検	年1回	
	カスケードポンプ室(水循環設備)	ポンプの動作点検		適宜	
	消雪設備	ノズル保守管理		適宜(年1回)	降雪前及び降雪期
	汚水溜樹	点検、清掃	バキューム車、高圧洗浄車による清掃	適宜(年1回)	
	園路灯	器具の破損、球切れ等の不具合点検	電球交換等	適宜	いしかわ四高記念公園側のアメリカ楓通りのフットライト及び投光器の電気料を含む
	時計塔	器具の破損、動作不良等の不具合点検	時刻合わせ、電球交換等		
	飲用水栓	器具の破損、漏水、水圧不足等の不具合点検	バルブ調整等		
	散水栓	漏水、水圧不足等の不具合点検	バルブ調等		
植栽等維持管理	樹木剪定	低木、生垣の剪定	低木寄植:A=1744㎡ 低木剪定N=359本 生垣:L=200m	年1回	
		高木、中木の整枝剪定、枯損木・枝の撤去	高木、中木:約800本	適宜	
	害虫捕殺	樹木の巡回目視点検	害虫発見時は適切に処置	適宜	
	雪吊り	高木、中木、低木	中高木:15本 低木寄植:359本 低木列植:200m	降雪前に設置 3月中に撤去	降雪状況に応じて適宜点検、補修
	芝生管理	刈り込み、清掃	ロータリーモア等 A=3,800㎡×6回(228a)	年6回	刈芝は適切に処分
		施肥	A=3,800㎡×3回(114a)	年3回	

	地被管理	施肥	A=1,600㎡	年1回	
	園内除草(人力)	園地、広場、植栽地等	公園全域 A=160a	適宜	刈草は適切に処分
廃棄物処理	分別処理	一般廃棄物、不燃廃棄物の分別収集、廃棄	缶、瓶、ペットボトル等の資源廃棄物はリサイクルを実施	1回／日	収集量に応じて適宜処分
警備	園内	巡視パトロール		適宜	
除雪	園路除雪	広坂入口から便所を経て仙石町通りに抜ける区間 仙石町通りからカスケード前を通り北側便所までの区間	機械又は、人力による除雪	積雪10cm以上で実施	積雪量に応じ、機械、人員等を適切に配置し、トイレ等の利用に支障ないように管理

【その他】

(危険箇所の点検)

立入禁止箇所や転落危険箇所等の危険箇所の抽出を行い、日常点検とは別に1回/月の頻度で適切な立入禁止措置が講じられているか点検を行うこと

(公園施設の定期点検)

破壊・損傷が利用者の事故につながる恐れのある公園施設については、日常点検とは別に1回/年の頻度で施設の破損、腐食、ボルトのゆるみ等を確認する定期点検を行い、点検結果や写真、修繕記録を保存すること。点検対象施設については、金沢城・兼六園管理事務所事務所と協議のうえ決定すること。

(遊具、自家用電気工作物、消防設備等の法定点検を実施している施設は除く)

(別紙1)

公園の施設、設備及び緑地等の維持管理業務内容

■本多の森公園

業務区分	対象施設、項目等	業務内容	標準仕様	業務の目安	備考
清掃	園路 ・レンガブロック:150m ・樹脂舗装:150m ・木製デッキ:3箇所 れんが広場:2,500㎡ 芝生広場:3,000㎡ 石引庁舎前広場:1,420㎡ 本多町園地:1,256㎡ 等 斜面樹林地除く園内全域	落ち葉、ゴミ等の清掃	竹箒、熊手、プロ ワ―等による清掃	1回/日	台風や強風の前後 は巡視、点検を入 念に実施
	排水施設	排水樹、側溝清掃	人力又は機械によ る清掃	適宜(年1回)	
	便所:2棟	床、便器、洗面台、手 洗場等の洗浄清掃及 び消耗品補充	洗剤、スポンジ、 デッキブラシ等によ る人力清掃	1回/日	早朝に作業を実施
		壁面、窓ガラス、天井、 外壁等の清掃	はたきがけ、水洗浄		
公園施設維持管理	園路	舗装面、縁石等の点 検	利用に支障がある 場合は小修繕	適宜	
	排水施設	排水樹、側溝等の点 検	機能に支障をきた す場合は小修繕		
	ベンチ	利用に際しての不具合 点検	利用に支障がある 場合は小修繕		
	手摺り	利用に際しての不具合 点検	利用に支障がある 場合は小修繕		
	車止め	利用に際しての不具合 点検	利用に支障がある 場合は小修繕		
	水路	清掃	機能に支障をきた す場合は小修繕		
設備等維持管理	園路灯 (手摺り照明含む)	器具の破損、球切れ 等の不具合点検	電球交換等	適宜	
	飲用水栓(2箇所)	器具の破損、漏水、水 圧不足等の不具合点 検	バルブ調整等		
	散水栓	漏水、水圧不足等の 不具合点検	バルブ調整等		
	融雪施設	水分センサー、降雪検 知器等の点検	センサー調整等		
	樹木剪定	低木、生垣の剪定	低木寄植:A=1,450 ㎡ 生垣:L=300m	年2回	
		高木、中木の整枝剪 定、枯損木・枝の撤去	高木、中木:約9,300 本		
	害虫捕殺	樹木の巡回目視点検	害虫発見時は適切 に処置	適宜	

植栽等維持管理	雪吊り	高木、中木、低木	中高木:8本 低木寄植:406本 低木列植:152m	降雪前に設置 3月中に撤去	降雪状況に応じて 適宜点検、補修
	美術館周辺	植栽地 A=2,500㎡	高中木、低木剪定 雪吊り等 一式	高中木 適宜 低木 年1回 雪吊り 降雪前に設置 3月中に撤去	
	歴史博物館・加賀本 多博物館	3館各館間の植栽地 中高木:13本 低木:100本(50㎡) 地被類:82㎡	高中木、低木剪定 地被類管理 雪吊り等 一式	高中木 適宜 低木 年1回 地被類施肥 年1回 雪吊り 降雪前に設置 3月中に撤去	
	能楽堂周辺区域	植栽地(整備区域) 中高木:17本 生垣:106m 低木:140㎡ 地被類:22㎡ 植栽地(能楽堂横) 中高木:63本 生垣:75m 低木:160㎡	高中木、生垣、低木 剪定、地被類管理 雪吊り等 一式	高中木 適宜 生垣 年2回 低木 年1回 地被類施肥 年1回 雪吊り 降雪前に設置 3月中に撤去	
	芝生管理 ・本多の森園地 A=3,050㎡ 〃 園路沿い A=420㎡ ・出羽町園地 A=1,340㎡ ・広坂別館裏芝生地 A=250㎡ ・歴史博物館等 A=1,070㎡ ・能楽堂周辺区域 A=200㎡ 計 6,330㎡	目土	A=6,330㎡	年1回	
		刈り込み	トラクターモア、ロー タリーモア等 A=6,330㎡×6回 (380a)	年6回	刈芝は適切に処分
		清掃	スイーパー等 A=6,330㎡×6回 (380a)	年6回	
		施肥	A=6,330㎡×6回 (190a)	年3回	
		コアーリング 又は バーチカルカッティング	A=6,330㎡	1回/3年	毎年適宜必要な 区域を設定し実施
	園内除草(機械)	園地、広場、植栽地、 法面等	肩掛け式刈り払い機 等 A=8,340㎡(250a)	年3回	刈草は適切に処分
	園内除草(人力)	園地、広場、植栽地等	公園全域 A=359a	適宜	刈-草は適切に処分
廃棄物処理	分別処理	一般廃棄物、不燃廃棄 物の分別収集、廃棄	缶、瓶、ペットボトル等 の資源廃棄物はリサ イクルを実施	1回/日	収集量に応じて適 宜処分
警備	園内	巡視/パトロール		適宜	
除雪	園路除雪	便所周辺一帯、石引4 丁目から出羽町を抜ける 区間、歴史博物館前 から美術館前の歩道	機械又は、人力に よる除雪	積雪10cm以上で 実施	積雪量に応じ、機械、 人員等を適切に配置 し、トイレ等の利用に 支障ないように管理

【その他】

(危険箇所の点検)

立入禁止箇所や転落危険箇所等の危険箇所の抽出を行い、日常点検とは別に1回/月の頻度で適切な立入禁止措置が講じられているか点検を行うこと

(公園施設の定期点検)

破壊・損傷が利用者の事故につながる恐れのある公園施設については、日常点検とは別に1回/年の頻度で施設の破損、腐食、ボルトのゆるみ等を確認する定期点検を行い、点検結果や写真、修繕記録を保存すること。点検対象施設については、金沢城・兼六園管理事務所と協議のうえ決定すること。

(遊具、自家用電気工作物、消防設備等の法定点検を実施している施設は除く)

別紙2

備品一覧表

公 園 名	備 品 名	規格・構造等	数量	備 考
いしかわ 四高記念公園	除雪機		1	
本多の森公園	除雪機		1	保管場所 いしかわ四高記念公園
計	除雪機		2	

いしかわ四高記念公園管理図

公園開設面積 3.3ha

しいのき迎賓館側

いしかわ四高記念公園側

いしかわ四高記念文化交流

指定管理区域

アメリカ楓通り

・植栽地の管理

・日常パトロール時に照明施設の点灯・破損状況の確認
(いしかわ四高記念公園側の照明灯のみ)

0 10 20 30 40 50m

本多の森公園管理図

公園開設面積 7.6ha

S=1:2000 (A3)
T=1000 (A1)



兼六園

石川護国神社

県立能楽堂

本多の森ホール

文化財保存修復工房

広坂別館

県立美術館

県立美術館

歴史博物館

歴史博物館

国立工芸館

加賀本多博物館

金沢市本多公園

中村元忠美術館

本多公園

鈴木大池館

近江21世紀美術館

近江21世紀美術館

指定管理区域

県立美術館・歴史博物館・広坂別館・県立能楽堂との管理協定区域

○県立美術館・文化財保存修復工房・広坂別館
(植栽地の管理)

○歴史博物館
(植栽地の管理、第2棟公衆便所の管理)

○県立能楽堂
(植栽地の管理、照明・融雪設備等電気設備の定期点検、給水設備の点検、排水施設の泥上げ等)